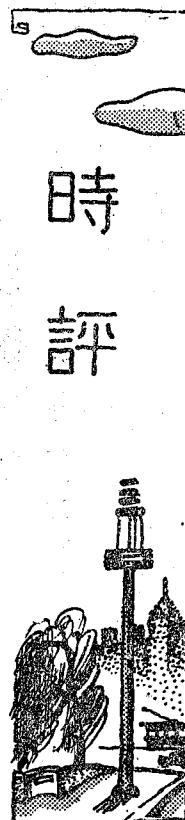


# 時評



## 土木會議を観いて

丹波浪人

△

内務省だけの仕事ぢやない、現内閣の重要な政策の一つとして設けられた土木會議、それの官制とやらは確か八月頃に公布された筈、今頃に爲つて何を

交通審議會が設けられると言はれてゐた其時に、筆者も亦其の一人であつた、併し山本内相の説明を聞くと疑ふのが無理なやうな感もある。

内相の説明はコ一だ、土木事業は一審議する會議であらうとは、土木に無關心な人々の頭に浮んだ疑問であつたであらう、殊に内閣の直屬機關として

國産業の發達乃至は文化進展の基礎を爲すものであつて、道路、河川、港灣等に關する制度の如何や、其の事業計

畫の如何と言ふことは、國民生活の實際に重要な意義を持つものである、夫ればかりではない土木事業は國民經濟乃至國家並に地方財政にも重大な關係を持つのみで、軍事上社會上其の他種々の方面に亘つて重要且つ複雜な關係を持つてゐるから、之が實施に方つては各般の事情に就て慎重な調査考覈を遂げ、國家的見地から綜合的に考察して最も適切な方策を樹立せなければならぬ、之が爲には權威のある諮問機關を設け、關係各方面の智識を集めて慎重に調査するの必要があるのであつて、從來も此種諮問機關が設置され相當の貢献をしたが、今回は從來の會議を打つて一丸とし道路河川港灣の各方面に亘つて聯絡のある統制のある調査をし

て綜合的見地から對策を講じたいと、言ふのであつて、此理由を聞かされは何人も一應御尤と言はざるを得ないであらう。

内相の言ふ關係各方面の智識は、堀切内閣書記官長を始め三十二人の關係各省の勅任官と、貴衆兩院議員各七名、學識經驗者の七名とで提供さることに爲つた、所謂其の筋のお歴々の方が集つてどんな智識を提供するかと筆者等の好奇心を驅らしめた、夫れと言ふのも矢張り九年度豫算の編制期を控えての會合であるからである。

△  
土木會議では澤山な智識提供者が内務省會議室に集合して、道路部會と河川部會とに分れ朝の十時から四時まで

論議してゐる、筆者は當局關係官吏でないから會議錄を便りに會議の模様を放送するとコ一だ。

道路部會では、第二次道路改良計畫に關する件と言ふのが諮問されてゐる。自動車の機能を十分に發揚せしめて産業の振興に資するの必要があるから裏に樹立された道路改良計畫を改定して國道の改良工事を國に於て施行すると共に之と相並んで地方重要幹線道路の改良を促進したいが之に關する方途を如何にすれば可いかと言ふのである。或る一定の制限を附してゐるので論議の範圍は制限された感がないでもなあつて、第三次治水計畫に關する件と言ふのがある、治水計畫の根本方針は明治四十三年と大正十年との臨時治水調査會に於て決定され、爾來其の方針

に基いて河川改修及砂防工事を執行し來たつたが社會事情の變遷に伴つて之を改訂する必要あるが、其の計畫はドーすれば可いか、又地方單獨の經營に委せられてゐた中小河川の災害が年に莫大であるので昭和五年以降之が改修を助成し來つたが、速に之を完成せしめ更に斯種河川の改修を助成し、政府直轄の事業と相俟つて治水の完璧を期したいが其の方途をドーすれば可いかと言ふのである、此二つの諸問案とも或る一定の制限を附してゐるので論議の範圍は制限された感がないでもない、もつと大びらに道路改良政策如何とか治水計畫の改訂策如何とか言ふやうな問題であれば、もつと面白くもつと囚はれないで論議されたであらうと

思はれる。

道路部會は議員四十人の多數では是等の連中が口を揃へて嘆ると、雀の學校のやうに爲ると思つた譯であるまいが、本會々長水野鍊太郎氏外十四人の小委員を設けて論議された、委員長には東園基光子爵を擧げて論議さるゝのであつた。

自動車交通の發達に依つて、交通系統は一變さるゝやうに爲つたから、いつまでも從來の道路網を後生大事と持つてゐないで交通の實際に合ふやうな道路網を設定する必要があるぢやないかと言ふ議論が隨分強く主張された、特に國道などはもつと路線網を擴張して自動車交通領域の擴張に應ずるのかといふのである。成る程、自動車

交通が餘り頻繁でなかつた時代の道路網では間に合はないのは言ふ迄もない、併し今夫れを論議してゐては何時解決するか判らないので、内務當局が改定案を此會議に提出するまでは矢張り從前の道路網に基いて改良策を政研究すると言ふので鳬が附いたが、これで當局はドーしても改正案を提出して審議を経なければならぬ破目に陥つた。

國道の管理制度に就て論議した人もあつた、現在制度のやうに府縣知事が管轄區域を單位として管理してゐては、國道交通の實際に伴はないではないかと言ふやうな意見も出た、ことの實際に工事を執行するやうに仕向けてやらなければ道路改良の促進を期することに出来ないと言ふのであつて、一應は尤もな意見であるが、三分一補助とし

は當局が調査をしてゐるから夫れ迄待つて呉れと言ふことに爲つて、一と先國道に關する限り政府の調査に信頼して、土木局の提出した原案に就て審議すること、爲つた。

府縣道の改良問題に就ても論議された、從來から地方に工費の三分一を國庫が補助して工事を執行せしめてゐるが、地方財政は之が爲に餘程窮迫してゐるから補助率を増加して地方が容易に工事を執行するやうに仕向けてやらなければ道路改良の促進を期することに出来ないと言ふのであつて、一應は尤もな意見であるが、三分一補助とし

て二億五千百五十三萬圓の補助する計畫に對し二分一補助とすれば三億七千萬圓も要ることになる譯で、現在の國

家財政から見れば困難である、強て之を増加すれば結局改良延長を短縮する結果になるから、ことの實際に方つては工事の難易やら工事費の多寡とか府縣財政の状態を斟酌して、時には三分以上上の補助をすれば可いではないかと言ふ、折衷説が出て原則としては三分一で特殊のものは補助率を増して事業を促進せしむることに爲つた。

府縣道の路面構造に就ても隨分穿った意見が出た、内務省が参考として配附した原案には路面は原則として砂利敷とするが、特殊の箇所では鋪装する計畫であつたが、府縣道の内でも交通量が國道の夫れを凌駕するものが少くないので、是等の道路を原則として砂利道にしておけば維持修繕に困ること

となるから、假令當初の築造に金がかかるにしても鋪装する方が得策であると言ふ議論が多かつた。で、原案の趣旨は顧倒されてしまつて路面は原則として交通の情勢に順應した鋪装をするが、交通頻繁でない箇所は砂利敷で可いと言ふことに修正され當局の遠慮勝ちな原案は丸潰れと爲つた、併し是等は時勢の推移を洞察した意見として筆者は讚へる。

道路と鐵道との平面交叉に就ては、誰も平面交叉の除却の必要を論じないものは無い位に論議された、平面交叉設の踏切は可及的に整理して將來に於て新線を設くる場合は原則として平面交叉を避くことにした。併しながら、其の費用の一部を鐵道軌道の經營者から徵收することを立法手段に依つて確定してはドーカと言ふ議論もあつた、又一部の論者は除却に要する費用の一部に對しては國庫から補助する必があると言ふ主張もあつたが、之をして交通の情勢に順應した鋪装をする抽象的に立法手段に依つて解決することは困難であるし、又國庫から補助するにしても、色々の事情があるので一律に統制することは出來ないので、道路管理者が具體的の事件に就て、道路

交通の情勢と鐵道軌道の運轉回數とを斟酌して解決するのが實情に即すると言ふことに爲つて、此計畫に於ては既に除却することは、鐵道や軌道の經營設の踏切は可及的に整理して將來に於て新線を設くる場合は原則として平面交叉を避くことにした。併しながら、今日まで平面交叉が除却されないのは結局費用負擔の問題が祟つてゐるので

あるから、此會議等で一定の標準を設けて平面交叉の除却問題を解決するのが、會議設置の趣旨を貫徹すること、爲るのだが微温的な態度には感心出来ない。

平面交叉を除却する問題と關連して

論議されたのは鐵道省營自動車の經營問題であつた、鐵道省が地方で改良し内務省が補助して改良を完成した道路の上に自ら自動車事業を經營しながら専らも道路費用を負擔しないのは餘り虫が良すぎる、詰り地方費負擔の下に鐵道省が自動車事業を經營するのであつて負擔の公平を缺くと言ふ所論である。鐵道當局の辯明は、省營自動車は、今のところ収益を擧げてゐないから多額の道路費用を負担することは困難で

ある、併し道路費用に關し無關心であるのではない、經營經濟の許す範圍に於て道路費を負擔する考であつて、鐵黨に採つては喜ばないことであらう道省が自動車を經營するからと言つて特に地方に特別の負擔を爲さしむることは鐵道省の本旨でないと言つた。

鐵道省が自動車を經營することは、

民間の一部資本家が私利を貪つて經營するよりは結構なことであつて何人も異論の無い所であらう、唯だ一部の民間自動車業者が私益の爲に反対する位であるが、交通政策殊に鐵道政策の見地からすれば大に考へなければならぬ問題である、固有の鐵道政策からすれば、

謂鐵道豫定線の計畫を實行することに在る、勿論夫れを策することは既成政が、夫れに氣兼ねして跡始末を考へないで、民間事業者が政府監督の下に經營してゐる自動車業者を排斥してまで國營化する時機に達してゐない、若し自動車事業にまで手を伸ばすのであれば、先づ鐵道政策を改訂して國有鐵道と地方鐵道とを對立併行せしめひとすと根本的な思想を放棄せなければならぬ、之を策しないで自動車交通の發達に驚いて自動車事業に手を出したことは江木鐵相の大きな誤であつた、自動車交通が道路の改良と相俟つて其の經濟的領域を擴張して行くにしても燒て國營にまで進むのは早計であつた、

寧ろ道路費用を負擔する公共團體として經營せしむる爲に特別の制度を探つた方が賢明な政策である、筆者は常に我國の自治制度が餘りにも捉はれた消極的考察の下に取扱はれ、全住民利益の爲に起さるべき當然の事業も會々營利と言ふ觀察を包含すると言つて排斥され來つた事は頗る遺憾とする所であつて、住民の利益の爲に當然起るべき事業が今日まで民營の手に委ねられ

る事無く、全住民の利益が一部資本家の手に歸しつゝあることは恨事と言ふべきである。

關門國道の連絡やら交通飽和の状態

にある京濱國道改良工事などは、特殊のものとして政府の國道改良原案から除かれてゐたことが問題と爲つた、關門國道の連絡は交通審議會の議題と爲

つてゐるから別個に取扱つたと政府當局は辯明してゐるが、九州と本州とを連絡する國道が考へられないことは、我國路政の恥辱であると評せられてゐるにも不拘、まだ其の計畫が立たない

でヤレ橋梁ヤレ隧道と技術的考察に悩まされてゐることは嘆はしき極である、軍事的の見地から橋梁案を排斥する連中もあるが、敵國の飛行機が橋梁上空に飛來する時代がありとすれば、

我國の運命や知るべきのみであるに不拘、尙兒戲的意見に禍されて、まだ解決しないことは我國運を禍するものと

言つて過言ではない、京濱國道の交通飽和の状態に對する施設として別に國道を開設することは、政府に於て近く案を樹て、他の國道路線の選擇問題と

同時に解決すると言ふことに爲つて是が附いた、路政に關して色々の議論も出たが左の答申案を滿場一致で可決することに爲つた。

#### 第二次道路改良計畫ニ關スル件

我が國道路ノ改良ニ關シテハ曩ニ大正八年道路會議ニ於テ議定スル所アリ爾來政府ハ右方針ニ基キ國費一億千五百八十四萬圓ヲ支出シテ道路ノ改良ニ盡ス所アリタルモ時勢ノ進歩ニ鑑ミルトキハ未だ以テ十全ナリト言フ能ハズ仍テ今後二十箇年ニ亘リ七億七千六百二十五萬圓（國費六億二千六百六十六萬千圓、地方負擔金一億四千九百五十八萬九千圓）ヲ左記内容ニ依リ支出シ以テ

（一）國道改良費 金四億四千八百七十六萬八千圓

道路法第十條第一號ニ該當スル國道七千五百二十六糠（千九百十六里）（北海道ヲ除ク）中近代交通ニ適應セザルモノ六千

九百三糠（千七百六十里）ヲ政府自ラ改  
良スルモノトス其ノ改良計畫ノ標準左ノ  
如シ

### (イ) 路 線

路線ハ現在道路ニ依ルヲ原則トスルモ地  
勢ノ關係其ノ他特殊ノ事由アル箇所ニ於  
テハ之ヲ變更スルモノトス

### (ロ) 有效幅員

有效幅員ハ道路構造令ノ規定ニ從ヒ七米  
五ニ改良スルヲ原則トスルモ都市内及其  
附近、人家連櫛スル地、將來連櫛スベ  
キ地及交通頻繁ナル區間ニ在リテハ九米  
乃至十五米（大都市内及其附近ニ於テ  
ハ最大二十七米）トシ山地其ノ他特殊ノ  
箇所ニ於テハ六米トス

(ホ) 路 面  
路面ハ總テ之ヲ鋪装スルコトトシ交通ノ  
情勢ニ順應シタル工種ヲ採用スルモノ  
トス

### (ホ) 鐵道トノ交叉

鐵道トノ平面交叉ハ可及的之ヲ整理シ將  
來新線ヲ設クル場合ニ於テハ原則トシテ  
之ヲ避クルモノトス

### (ト) 橋 梁

橋梁ノ有效幅員ハ前後道路ノ有效幅員ト  
同一トスルモ延長大ナル橋梁ニ在リテハ  
之ヲ最小六米トシ其ノ構造ハ道路構造令  
又ハ街路構造令ノ規定スル荷重ニ耐フル  
永久的ノモノトス

### (ハ) 勾 配

勾配ハ平地部ニ於テハ三十分ノ一、山地  
部ニ於テハ十五分ノ一ヲ限度トス但シ特  
殊ノ箇所ニシテ延長八十米以内ノ區間ニ  
限リ十分ノ一ヲ限度トス

(イ) 路 線  
屈曲部中心線ノ半徑ハ五十五米以上トス  
ルモ山地部其ノ他特殊ノ箇所ニ於テハ二  
十米ヲ限度トス

### (イ) 路 線

路線ハ現在道路ニ依ルヲ原則トスルモ地  
勢ノ關係其ノ他特殊ノ事由アル箇所ニ於  
テハ之ヲ變更スルモノトス

### (ロ) 有效幅員

有效幅員ハ道路構造令ノ規定ニ從ヒ七米  
五ニ改良スルヲ原則トスルモ山地又ハ特  
殊ノ箇所ニシテ交通量特ニ少キ區間ニ在  
リテハ四米五トシ地勢上工事至難ノ地ニ  
在リテハ更ニ一米縮少スルモノトス

(ハ) 勾 配  
勾配ハ平地部ニ於テハ三十分ノ一、山地  
部ニ於テハ十五分ノ一ヲ限度トス但シ地  
勢ノ關係上已ムヲ得ザル箇所ニ限り十二  
分ノ一ヲ限度トス

(二) 特殊國道改良費 金八百四十萬圓  
道路法第十條第二號ニ該當スル國道三百

屈曲部中心線ノ半徑ハ五十五米以上トス

ルモ山地部其ノ他特殊ノ箇所ニ於テハ十

一米ヲ限度トス

(ホ) 路 面

路面ハ主トシテ砂利敷トス  
路面ハ主トシテ砂利敷トス

(ヘ) 橋 梁

橋梁ノ有效幅員ハ前後道路ノ有效幅員ト  
同一トシ其ノ構造ハ道路構造又ハ街路  
構造令ノ規定スル荷重ニ耐フル永久的ノ  
モノトス

(三) 府縣道改良補助費 金二億五千五百五

十三萬四千圓

指定府縣道二萬四百二十二糺(五千二百  
里)(北海道ヲ除ク)中未改良ニ屬スルモ  
ノ一萬七千三百六十糺(四千四百二十里)

ト改良済ナルモ未鋪装ニ屬スルモノ三千  
億千八百八十六萬圓ニ對シ原則トシテ其  
ノ三分ノ一ヲ補助スルモノトス

(イ) 路 面

路線ハ現在道路ニ依ルヲ原則トスルモ地

勢ノ關係其ノ他特殊ノ事由アル箇所ニ於  
テハ之ヲ變更スルモノトス

(ホ) 路 面

路面ハ交通情勢ニ順應シタル鋪装ヲ施ス

ヲ原則トスルモ交通頻繁ナラザル箇所ニ  
於テハ之ヲ砂利敷トス

(ヘ) 鐵道トノ交叉

有效幅員ハ道路構造令ノ規定ニ從ヒ五米  
ノ附近、人家連擔スル地、將來連擔スベ  
キ地及交通特ニ頻繁ナル區間ニ在リテハ  
七米五乃至十一米(大都市内及其ノ附近  
ニ於テハ最大十五米)トシ山地其ノ他特  
殊ノ箇所ニ於テハ四米五トス

(ト) 橋 梁

橋梁ノ有效幅員ハ前後道路ノ有效幅員ト

同一トシ其ノ構造ハ道路構造又ハ街路  
構造令ノ規定スル荷重ニ耐フル永久的ノ  
モノトス

(四) 補 助 費 金四千五百八千圓

現ニ地方ニ於テ國庫補助ヲ豫定シテ工事  
ニ着手シ國ニ於テ其ノ一部ニ對シ既ニ補  
助シタル國道、府縣道及街路ノ改良工事  
ニ對シ昭和九年度以降十箇年間ニ四千百  
萬八千圓ヲ補助スルモノトス

(五) 事務費金二千六百五十四萬圓

國道ヲ改良シ併セテ道路行政ヲ指導監督

スル爲ニ必要ナル事務費ナリ

右計畫ノ外京濱間國道及關門連絡施設等

△

特殊ノモノニ關シテハ別途攻究スルモノ

トス

年次	道路改良費支出年割額					計
	國道	特殊國道	府縣道改 良費	補助費	事務費	
昭和九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
十九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
二十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
廿九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
三十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
卅九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
四九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
五十九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
六十九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
七十九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
八十九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十一	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十二	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十三	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十四	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十五	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十六	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十七	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十八	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
九十九	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円
一百	八千円	八千円	一千円	一千円	一千円	一万円

は内務大臣の出席を求めて之に關する確信を聞きたいと要求しヨー言つてゐる、現在の政黨政治が國民の信任を失ふに至つたのは、實行上に確信のないことを宣傳して國民を欺瞞したことによつて

萬圓を支出して國道及重要府縣道を改良すると言ふのであつて、寛に景氣の可い案であるが、夫れでは之を下へ言ふ手段に依つて政府をして實行せしむるかゞ問題と爲つた、從來から樹てられた此種計畫は、往々中途に於て挫折し實行不可能に陥る弊がある、今回の決議だけは此運命に置きたくはない、

と言ふので隨分議論された、或る議員は内務大臣の出席を求めて之に關する確信を聞きたいと要求しヨー言つてゐる、現在の政黨政治が國民の信任を失ふに至つたのは、實行上に確信のないことを宣傳して國民を欺瞞したことによつて

胚胎するのであるから此後大に慎まなければならぬ、だから決議する以上は其の實行を期せねばならぬ、と尤もな意見を提出して實行に關する決議案を提出するに至つた。

**第二次道路改良計畫ノ財政ニ關スル件**  
第二次道路改良計畫遂行ノ爲政府ハ今後二十箇年内ニ國費約六億二千六百餘萬圓ヲ支出スルコトトシ其ノ財源ハ國家ノ財政ニ於テ普通財源ニ多キヲ期待シ難キ現狀ニ鑑ミ專ラ道路公債法ニ基ク公債其ノ他ノ公債財源ニ依リ之ヲ支辨シ政府ニ於テ直轄施行スル國道改良費ハ之ヲ繼續費ト爲シ中途ニ於テ變更ヲ加フルコトナク必ず所定年度内ニ事業ノ完成ヲ圖リ本計畫ノ實現ヲ期セラレムコトヲ望ム

#### 参考書

種別	事業費	國費	地方費
改良費	四百八、七六	一千九、一七	一千九、五九
道	一千九、一七	一千九、五九	一千九、五九
補助費			

特種國道改良費	八、四〇〇	八、三〇〇	一
府縣道改良補助費	七二、八六〇	二五一、五七四	四七、三三三
事務費	(四一、〇〇八)	四一、〇〇八	一
計	(三六、五五〇)	三六、五五〇	一

の言ふ通りである、筆者も亦其のこととを力説されたことに對し無上の快味を感じるのである、之に對して山本内相は、國家には思はざる事件が突發し夫が爲に政府財政は難局に立つ場合がある、其の時にも尙此計畫を是が非でも實行せよと迫られては困る、御趣旨のある所は諒承してゐるから當局としても實行せよと迫られては困る、御趣旨のある所は諒承してゐるから當局と現代人の負擔を支辨するが爲に適當な税源を案出して一部は租稅支辨を以てすることは此答申案の實現を期するやうに努力すると、例の調子で答辯してゐる。詰り非常時の難局に遭はない以上は實行するが、國家存亡の秋となれば實行するに至つた。

は困難ぢやと言ふのであつて當然の答辯と承るが、筆者をして此決議に對して不満を感じしむるのは、道路費財源を一も二もなく道路公債又は其の他の公債に依るものとした點である、固より道路改良のやうな事業は後世人に對しても利益を均霑せしむるのであるから其の一部を公債に求むるのは當然であるにしても、一部は現在人に於て負擔すべきであるに不拘、其の全部を公債に依らむとするのは適當ではない、現代人の負擔を支辨するが爲に適當な税源を案出して一部は租稅支辨を以てすることが當然である。夫れを強調することは現在政黨の生存上の爲にはならぬかも判らないが、例のガソリン稅を創設する等の問題にまで立入つて政

究されなかつたことは頗る遺憾である。委員長東園子爵の報告に依れば地方道路費の財源等に關しては、まだ後から審議した上で答申すると言つてゐるから何れ研究さることであらう、其のことを忘れないで適當な稅源を發見して貰ひたい。

## △

時局匡救土木事業と此事業とは如何に調和して執行するかと言ふ點に就ても論議された、時局匡救土木事業は難局に處する一時的のものであつて、此計畫に依つて定められた事業を時局匡救の爲に執行するのは差支ない、併し難局が去つたと言つて此計畫が無視されるべきでない目的が違ふから別個に考へると言ふことに爲つたが、之に動機

して現在執行してゐる時局匡救事業を一時に廢止するときは、事業の方面から言つても不經濟であるばかりでなく、廢止に依つて疲弊してゐる農村は自力更生の途を失ふことゝ爲るから、假令近き將來に於て事業を廢止することにして其の善後措置を誤つてはならぬと言ふ意見が多數を占めて、遂に之に關し建議することゝ爲つた。

## 時局匡救土木事業ニ關スル件

政府ハ時局匡救土木事業ヲ昭和九年度ヲ以テ終結セシムル方針ノ如キモ地方ノ實情ハ今逮ニ此種事業ノ全廃ヲ許ササル狀況ニ在ルヲ以テ適當ナル方策ヲ講シ其ノ善後措置ヲ誤ラサランコトヲ望ム

右建議ス

河川部會でも矢張り澤山な所謂智識

提供者の連中が集つて論議した、政府側の説明では、我國の治水政策は明治四十三年と大正十年の臨時治水調査會で決定されたものであるが、四十三年の會議では二十箇川を政府直轄の下で改修することを決定し、其の内八河川は既に竣工し残り十二河川は工事中であるが昭和十六年度で竣工する豫定である、十年の調査會で決議したもののが七十三河川其の内で政府が既に手を附けたものが三十四箇川、残りが三十九箇川である譯であるが、他に上流工事を單獨に執行せなければならぬものが二箇川あるから結局工事未着手の河川が四十一箇川ある、夫れに十年に決定された方針に依ると昭和十六年度までに着手したもの未着手のもの全部を改

修せなければならぬのであるが、今日の財政状態に於ては到底困難であるから之をドーすれば可いかと言ふ問題と、國の直轄で施行する砂防事業を府縣事業とし執行せしむる砂防事業とに對する根本方針の決定と中小河川の改良問題とを解決して貰ひたいと言ふのである、部會は二日間に亘つて論議された。

政府側の説明では、十年の調査會で國直轄河川として決議せられ未だ其の工事に着手しない内に中小河川の改良に對する國庫補助制度を創始したが爲に、直轄河川の關係地方民は、中小河川が國庫補助を得て改良されるのを見

ならぬ、又當時決定された河川でも社會事情の變遷に依つて必ずしも直轄して改良する必要がないから、從來の直轄河川を整理改訂する必要があると言つてゐる、調査會で決定された直轄河川の改良に着手しないで中小河川の補助を創始したことの可否は別として直轄河川を取捨選擇することになれば、既成政黨の地盤に重大な影響があるのである、普通の場合ならば之が奪取に血の雨を降らす程に狂奔するのであるが、此度の會議では夫等の策動が歎しも表はれなかつたのは、中立内閣のお蔭であらうか夫れとも政黨勢力の衰微を物語るものであらうか、何れにしても奇麗な感じを興へたことは喜ぶべき現象であらう、そして論議は純理的に進め

られてなか／＼味がある。河川改修の統制に就て論議してゐる、河川改修の全部を國の直轄に移すか、夫れが出來なければ國に於て計畫して地方をして執行せしむる方法を探つてはドーかなぞと大正十年の決議を根據にして眞面目に論議してゐる、夫れが更に深刻に論議されて河川工事の全國的統制にまで及んでゐるが、我國の河川は水系に依る單一體のものであつて此範圍に於て工事や維持管理の統制を圖ることは必要であるが、全國河川の工事乃至は維持を統制すると言ふことは論議の價値はないやうだ。

政府や地方は年々巨額の費用を投じて、直轄河川も早く改良して呉れと熱心に言つて来るから何とかせなければ

と言ふ問題に就ては入念に論議され、即ち最近十年間の水害の損失額は復舊費と諸損耗とを合せて五億三千五百萬圓に達してゐる。夫れに十年間の治水費は二億圓以上を支出してゐる二億圓以上の治水費を出して五億三千萬圓の損失を蒙ると言ふことは馬鹿げてゐるではないか、其處には何等かの原因がある筈だ、夫れは人口が増加する従つて山の奥まで開墾其の他を奨励する、又文化が進むに従つて水力電氣等で山の奥を荒して廻る結果であるから林政に關する根本的の計畫を樹てなければ河川の改修と言ふことは百年河清を待つの類であると言ひ、水害による損失額の多くなるのは、從來荒地であつたものを人口の増加に伴つて畑地

に變更し又は實地に變換するし、河川附近に於ける諸作物が文化の進展の爲に改築され、夫れが害を受くるから被害額が上るのであると言ひ、イヤそと駁する人もあつた、即ち過去二十一箇年の永きに亘つて荒廢林地の復舊された面積が僅に二萬四千町歩にしか達してゐないことは驚くべきであつて、一年僅に一千町歩だけを復舊してゐる位で、此後此割合で荒廢地を復舊するとすれば百年の年所を要すること、爲してゐないことは驚くべきであつて、水源涵養に關する次のやうな決議を提出することに決定した、農林當局は責められた代りに儲けものをした譯である。

水源ノ涵養林政ノ充實ハ治水事業ト相  
關聯シテ緊切缺クヘカラサル急務ナリ  
ト認ム政府ハ速ニ對策ヲ樹立シ之ガ實現ヲ期スヘシ

△

右決議ス

矢張り治水事業費の財源問題に就ての不徹底と緩漫さとを責めるもあれど、農林省が大藏省に豫算を要求するのであると、各議員は水源涵養事業の損失が減少しないのは此處に胚胎す

治水費を支出することに決議しても、財務當局が之を承認するのでなければ此決議は机上の空論である。と言ふことに爲つて大藏省側委員の出席を求めたが、何遍内務省から出席を交渉しても豫算査定の中でも寸時も出席することは出來ないと肱鐵を喰はず、新聞では明年度の豫算を三割位に減じたと傳へられてゐるが、此調子で厳格な査定に遭へば此決議の出鼻を叩かれることがなつて決議の効果を薄弱ならしむるから是非大藏當局を呼べと言ひ、道路改良に要する財源が道路公債法に依つて支辨さるゝなら同じ性質を有する治水事業に就ても公債支辨で然るべきものである、何故に之を否認するのであらうか其の理由が判らない、大正十年

の調査會が治水事業の支出に關しては普通財源に依るを原則とし、財政上の都合に依つては借入金又は公債に依ると決議したのが間違であると、昔の調査會の決議を非難するやら、現在も財務當局が同じやうな頭で普通財源があれば治水事業費を認め、そうでなければ減額するのは間違つた考案であるから彼等の頭を改造せなければならぬと意氣まくもある、是等の議論は主として貴賈兩院選出の議員から、主張されながら良くなき考へて貰はなければならぬことは、公債財源を是認されてゐる道路改良費の支辨にさへ普通財源でなければ豫算を認容しない、所謂非募債政策を採つた時代の内閣の作製した豫算

閣を支持した人等に依つて今頃に其の非を論じてゐるのは滑稽のやうにもある、併し過去のことを咎めても仕方がないから今の主張を忘れずに九年度治水事業の豫算を審議して貰ひたいものと決議したのは次の建議を提出したが、大藏當局がどの程度に動くかゞ懸念に堪へない。

### 第三次治水計畫ノ財源ニ關スル件

第三次治水計畫遂行ノ爲政府ハ今後十五箇年以内ニ國費約三億三千八百餘萬圓ヲ支出スルコト、シ其ノ財源ハ國家ノ財政ニ於テ普通財源ニ多キヲ期待シ難キ現状ニ鑑ミ專ラ公債財源ニ依リ所定年度内ニ事業ノ完成ヲ圖リ治水ノ目的ヲ達成セラレムコトヲ望ム

財源問題に就ては時節柄手厳しい意見が提出された、國防の爲に軍部の要

求する豫算を支出するは咎むべきでは

ない、否な賛成するのであるが、八割

以上の國民に重大の關係ある河川や道

路港灣の施設を放棄して、其の財源を

軍事費に廻し財政の建直しをすると言

ふが如きは何等の根據がない、土木事

業を起し農民の負擔を輕減し農民に安

心を與へて、水害が來やうが何が來や

うがびくともしない程に内の憂を除い

てこそ、陸海軍の國防も完全に行ける

のである、唯だ機械ばかりを徒に殖や

しても國民が瘦せてゐては國防の實が

擧るものでないと言つてゐる、併し是

等の意見がどの程度まで實現するか、

問題であらう。



今行つてゐる時局匡救治水事業と此

昭和八年土木會議決議

計畫の關係に就て、矢張り道路と同じ

やうなことを論議された、其の外治水

行政と電氣行政乃至は農林行政の連絡

統制に就て論議されたが、要は國民が

迷惑しないやうに行政を統一する必要

があると言ふのであつて何人も異論は

ない、併しながら河川の水の恩典に浴

するものが河川自身に干渉せむとする

ところに問題の種があるのであつて、

河川の當局者に對して行政の統一を要

るのである、唯だ機械ばかりを徒に殖や

用し此恩典に浴する者が河川當局の指

揮に服して始めて行政の連絡統制がつ

くことに氣附いて貰いたい、夫れは夫

れとして色々の問題はあつたが遂に左

の答申を得たのであつた。

第三次治水計畫ニ關スル件

一、直轄河川改修計畫

一、明治四十三年臨時治水調查會ニ於テ國

直轄事業トシテ改修スヘキ河川六十五箇

川ヲ選擇シ次テ大正十年臨時治水調查會

ニ於テ追加決議等ヲ併セ七十三箇川ヲ選

擇シ大正十一年度以降二十箇年以内ニ改

修ヲナスヘキ旨ノ決議アリタルモ今ヤ既

ニ其ノ半ヲ經過シ豫定方針ニ從ヘハ今後

八箇年内ニ四十一箇川ノ改修ヲ行ハサル

ヘカラス然ルニ國庫財政ノ都合ハ此等多

數ノ河川ヲ此ノ短期間ニ改修スルコト到

底困難ナリト認メラルルヲ以テ緊急改修

ヲ要スル左記河川ニ付テハ今後十箇年内

ニ着工シ同十五箇年内ニ完成シ其ノ他ノ

河川ハ之ニ續テ着工スルヲ適當ト認ム但

シ左記以外ノ河川ニ付テモ今後河川ノ變

化ニ依リ水害著シク増大シテ速ニ改修工

事施行ノ要アル場合ニ於テハ直ニ追加シ

ア待タス府縣ニ於テ改良工事ニ着手スル

場合ハ別途中小河川改修ノ例ニ倣ヒ國庫  
ニ於テ助成スルモノトス

トズ

## 二、砂防計画

## 三、中小河川改修計畫

砂防ニ就テハ既定計畫ニ基キ銳意遂行シ來  
タリタルモ尙利害ノ關係重大ニシテ工事困

難ナル左記十九箇川ヲ國ノ直轄トシ今後十  
箇年内ニ着工シ同十五箇年内ニ完成スルモ

ノトス又府縣ノ經營ヲ以テ工事ヲ施行スル  
ヲ要スルモノ工費七千七百二十萬二千圓ニ  
付テハ今後十五箇年ニ涉リ國庫ニ於テ工費

ノ三分ノ二ヲ補助シ其ノ實現ヲ助成スルモ  
ノトス

北上川上流 米代川 雄物川上流  
阿武隈川下流 久慈川 入間川  
鶴見川 相模川 黒部川  
常願寺川 小矢部川 手取川  
豊川 庄内川 新宮川  
由良川 天神川 吉井川  
郷川 菊池川 白川  
球磨川 大分川 肝属川

計 二十四箇川

二、(1)現ニ改修工事ノ一部ニ着手シタル左  
記河川ハ今後繼續施工シ其ノ完成ヲ期ス  
ルモノトス

最上川支流立谷澤川 同山川 銅山川  
阿武隈川支流荒川 鬼怒川  
渡良瀬川 相模川  
信濃川支流清津川 黑部川  
富士川水系 信濃川水系  
木曾川支流落合川 安倍川  
大井川 野洲川  
(2)木曾川下流ハ既ニ一應改修済ナルモ現  
在堤防ヲ以テハ其ノ安全ヲ期シ難キヲ以  
テ成ルヘク速ニ其ノ増補工事ヲ行フモノ

蘆田川

全國各府縣ノ中小河川ニシテ荒廢セルモノ  
多ク其ノ災害損失額ハ時ニ大河川ノ災害損

失額ニ匹敵スルノ狀況ナルモ府縣單獨ニ改  
修工事ヲ施行スルコト困難ナルヲ以テ國ニ

於テ之カ改修ヲ助成スルノ必要ヲ認メ既ニ  
國ニ於テ昭和五年度以降助成シ來タレル百

五箇川中工事完成ニ至ラザル九十七箇川ニ  
對スル補助ヲ繼續スルト共ニ其ノ他ノ中小

河川ニシテ緊急改修ヲ要スル河川ニ對シテ  
モ其ノ改修ヲ助成スルコトトシ此ノ二者ヲ  
合セタル工費總額二億四千六百四十八萬六  
千圓ニ對シ今後十五箇年内ニ國庫ニ於テ工  
費ノ三分ノ二ヲ補助シ以テ府縣ノ中小河川  
改修ヲ助成スルモノトス

△

部會では特別委員會の委員長細川謹  
立候が、特別委員會の模様を説明し、

夫れに對して財源問題で應答があつたが、長瀬農林省農務局長が發言を求めて、中小河川の改良工事費と選擇標準に關し、前會議に中小河川の河川別の種類別被害額、或は工事費利益率を示して呉れと要求して置いたが夫れを示して呉れないかと言ひ、夫れに對して唐澤内務省土木局長は今調査中だから調製次第差上げると答へたことに動機として、石黒農林次官が此問題を捉えて中小河川の問題に付ては、從來内務農林兩省間に厄介な問題が起つてゐる、此會議に於て其の關係に就て特に統一を圖るやうな御希望もあつて、吾々の意見を申上げる判斷の材料として要求したものと與へないで會議を開かれたたのは甚だ遺憾であると言ひだし、之に

對し唐澤局長は、此處に示してゐる數字は概數であるから、此河川の内で農林省が手を附けられるものは省き、又此調査に漏れてゐるものは追加するとして呉れと要求して置いたが夫れを示して呉れないかと言ひ、夫れに對して言ふ程度のものであるから詳細なものではないと、極めて叮嚀に答辯するが、石黒次官は飽迄も遺憾であると頑張つて、内農兩省の權限問題までを持ち出しこままでたつても解決しそうにもない、其の中に仲裁説も出てたが、遂に満場一致で委員長の報告通り裁決され、權限問題に付て山本内相はコ一説明した、此問題に關する内務農林の關係は隨分永い間の問題で今更始つたものではない、近所合壁と言ふものは兎角良い事ばかりではない、殊に同じやうな所に両方が工事をするのだから矢

張り苦情が起る、併し事實に付て話をして行けば別段國家のために不都合なまつた、併し之に依つて此後兩省の争は、山本内相が言ふやうに簡単に片附けてしまふ程度のものであるから詳細なものではないと、極めて叮嚀に答辯するが、石黒次官は飽迄も遺憾であると頑張つて、内農兩省の權限問題までを持ち出しこままでたつても解決しそうにもない、其の中に仲裁説も出てたが、遂に満場一致で委員長の報告通り裁決され、權限問題に付て山本内相はコ一説明した、此問題に關する内務農林の關係は隨分永い間の問題で今更始つたものではない、近所合壁と言ふものは兎角良い事ばかりではない、殊に同じやうな所に両方が工事をするのだから矢